

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定(二件)……………二
- ……………(環境局自然環境部計画課)……………二
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………三
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………三
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………四

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………五
- ……………(主税局課税部課税指導課)……………五
- 採石業務管理者試験の実施……………五
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………六

正誤

告示

○令和三年七月三十日付公告……………八

●東京都告示第千二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第百二十五号東京都計画公園事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年八月十日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 新宿区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第七・四・十号新宿西公園

三 事業施行期間 平成三十一年二月二十八日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

平成三十一年東京都告示第百十五号の事業地のうち、新宿区西新宿二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第千二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

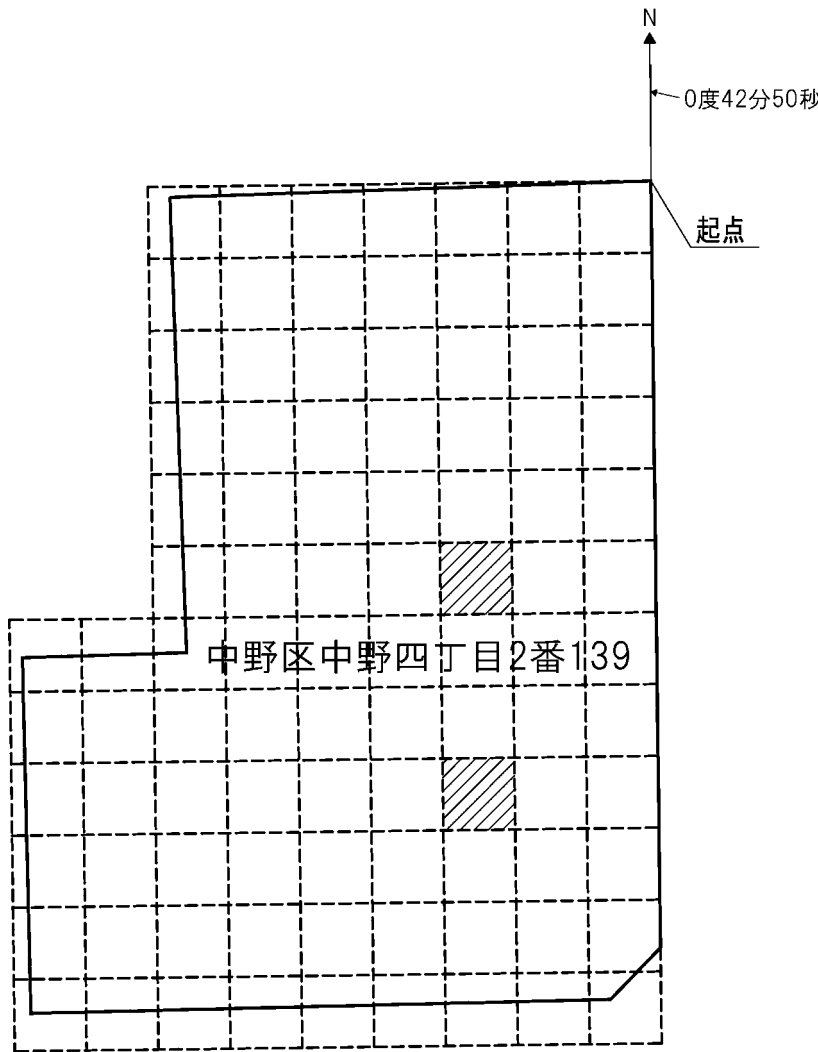
令和三年八月十日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区中野四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界・敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、中野区中野四丁目2番139の最北端とする。

【格子の回転角度 0度42分50秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和三年八月十日

東京都知事 小池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

総合警備保障株式会社

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

港区元赤坂一丁目六番六号

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役社長 青山 幸恭

●東京都告示第二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和三年八月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
八王子市小宮町九百二十二番地七
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他
 - 一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社すこやかケア下石神井	有限会社すこやかケア下石神井	練馬区下石神井2-5-3	令和2年9月30日
有限会社トマト	ぶちとまと・けあ	港区三田2-7-9 サニークエスト三田705	令和3年3月31日
特定非営利活動法人ガイドヘルプサービスあい	特定非営利活動法人ガイドヘルプサービスあい	立川市栄町3-28-3 コーポ106	同上
株式会社スリンク	スリンク訪問介護	府中市片町2-7-2	同上
株式会社いずみ介護センター	いずみ介護センター大山	板橋区大山金井町51-3	令和3年4月30日
合同会社呼及舎	自律支援呼及舎大泉	練馬区大泉町6-10-2	同上

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社すこやかケア下石神井	有限会社すこやかケア下石神井	練馬区下石神井2-5-3	令和2年9月30日
株式会社スリンク	スリンク訪問介護	府中市片町2-7-2	令和3年3月31日
特定非営利活動法人相原やまゆり会	ヘルパーステーション 相原やまゆり	町田市相原町3174	同上
株式会社いずみ介護センター	いずみ介護センター大山	板橋区大山金井町51-3	令和3年4月30日
合同会社呼及舎	自律支援呼及舎大泉	練馬区大泉町6-10-2	同上

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社トマト	ぶちとまと・けあ	港区三田2-7-9 サニークエスト三田705	令和3年3月31日
特定非営利活動法人ガイドヘルプサービスあい	特定非営利活動法人ガイドヘルプサービスあい	立川市栄町3-28-3 コーポ106	同上
株式会社みのり	みのりケアセンター南砂	江東区南砂2-3-1-123	令和3年4月30日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社みのり	株式会社みのり	清瀬市松山2-5-20 A-101	令和3年3月31日
株式会社さくらそう	株式会社さくらそう	中野区野方5-18-7 平尾ビル1階	令和3年4月1日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人まちのひ	ショートステイ オリーブ	町田市本町田3047-43	令和3年3月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人いたるセンター	あけぼの作業所	杉並区上井草4-3-11	令和3年3月31日
株式会社カリエール	夢実現カンパニー江戸川	江戸川区南藤崎町1-25-22 花みずき5 203	令和3年4月30日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人風の子会	風の子会高浜生活実習所	港区海岸3-3-18 芝浦口新ビル5階	令和3年4月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人あーる	グループホームあーる	日野市万願寺4-8-1 ピラージュ万願寺302、305	令和3年3月31日

●東京都告示第千二十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があつたので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

令和三年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

加入区 発起人の住所の名称 及び氏名

法第百十三
条第一項の
申出をする
漁業協同組
合の名称

縦覧期間 縦覧場所

小笠原 小笠原村父島
島加入 字清瀬
区 高瀬 吉安
小笠原村父島
字清瀬
関 伴夫

小笠原島漁業協同組合
令和三年八月十日
父島字奥村
小笠原島漁業協同組合

小笠原 小笠原村母島
母島加 字元地
入区 佐々木 隆幸
小笠原村母島
字元地
大澤 実

小笠原母島 同右
漁業協同組合
小笠原村母島字元地
小笠原島漁業協同組合

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第

三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和三年八月十日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都水道局

二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所 労働組合法第二条第一号に規定する者

本局 次長、技監及び理事

部長及び担当部長

課長、隊長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理（秘書担当）、課長代理（秘書事務担当）、課長代理（調整担当）、課長代理（総務担当）、課長代理（文書担当）及び課長代理（法務担当）

総務部主計課課長代理（財務担当）、課長代理（経営管理担当）、課長代理（財務調査担当）、課長代理（改革推進担当）、課長代理（出資法人担当）、課長代理（予算担当）及び課長代理（予算調査担当）

総務部企画調整課課長代理（企画調整担当）

職員部人事課課長代理（管理担

当）、課長代理（人事担当）、課長代理（人事調査担当）、課長代理（給与担当）、課長代理（コンプライアンス推進担当）及び課長代理（コンプライアンス監理担当）

職員部労務課課長代理（労務担当）及び課長代理（労務調査担当）

職員部監察指導課課長代理（服務指導総括担当）、課長代理（服務指導担当）、課長代理（業務指導総括担当）及び課長代理（業務指導担当）

多摩水道改革推進本部

本部長、部長、担当部長、課長、担当課長及び専門課長

給水管理事務所

所長及び課長

給水事務所

所長

研修・開発センター

所長及び課長

水運用センター

所長及び課長

水質センター

所長及び課長

水源管理事務所

所長、課長及び専門課長

取水管理事務所

所長

貯水池管理事務所

所長

支所

支所長及び課長

営業所

所長

浄水管理事務所

所長及び課長

浄水場

場長

建設事務所

所長及び課長

四 認定年月日

令和三年七月六日

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地

埼玉産業 越智 良幸 千代田区飯田橋二 令和三年三月

開発株式 会社 丁目二番一号 三十一日

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和三年十月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一

三 受験資格

東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

四 試験方法及び試験科目

特になし

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

イ 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和三年九月一日(水曜日)から同月二十九日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和三年九月十七日(金曜日)から同月二十九日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千百円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三(五三二〇)四七八八

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更に付いて届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和三年八月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年八月十日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 ホームセンターコーナン府中四谷店

二 店舗所在地 府中市四谷五丁目二十三番地十二ほか

三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の設置者名 三菱UFJリース株式会社

六 変更後の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社

七 変更前の設置者の代表者名 白石 正

八 変更後の設置者の代表者名 柳井 隆博

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか二名

十 変更前の小売業者の住所 千葉県千葉市若葉区都賀四丁目三番一号(株式会社かねたや家具店)

十一 変更後の小売業者の住所 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目七番地(株式会社かねたや家具店)

十二 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー(合同会社西友)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫(合同会社西友)ほか

十四 変更日 令和三年四月一日ほか

<p>十五 届出日 令和三年七月十三日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 令和三年八月十日から同年十二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友新小岩店</p> <p>二 店舗所在地 葛飾区新小岩二丁目四十四番二号</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>十 変更日 令和三年三月一日</p> <p>十一 届出日 令和三年七月十五日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和三年八月十日から同年十二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>一 店舗名 西友西荻窪店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区西荻南三丁目二十五番二十七号</p> <p>三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>十 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>十一 届出日 令和三年七月十五日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和三年八月十日から同年十二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンターマロニエコート</p> <p>二 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号</p> <p>三 設置者名 東神開発株式会社</p> <p>四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか二名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 ステイブン・セア(ギャップジャパン株式会社)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 マッシュー コリン(ギャップジャパン株式会社)ほか</p> <p>十 変更日 令和二年十月二十五日ほか</p> <p>十一 届出日 令和三年七月十六日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和三年八月十日から同年十二月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
---	---	---	---

正 誤

○令和三年七月三十日付公告
二十三ページ上段六行目の次に次の別記様式を加える。

別記様式

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

労働組合名又は
使用者団体名

代表者氏名

第4・5期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者推薦書

第4・5期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者として、次の者を
推薦します。

氏名 (ふりがな)	生年月日	(労働者・使用者) 所属 事業場名及び役職名	(労働者) 所属労働組合名 及び役職名

(日本産業規格A列4番)

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

